

生徒生活一般規程

- 1 「東高生」としての自覚と誇りを持ち、本校生徒としての本分を守る。
- 2 平日登校の際は制服を着用し、服装規程に定められた服装を守り、生徒手帳を携行する。休日の部活動での登校では、運動部は体操服・部活動でのウェアや活動着も認める。文化部は、体操服での登校も認める。
- 3 登校は始業5分前までとする。始業時に遅れた場合は、職員室で所定の手続き（生徒手帳あるいは入室許可証）を済ませてから教室に入る。
- 4 下校時刻は次のように定める。

| | |
|-----------|-------|
| 4月より10月まで | 18:00 |
| 11月より3月まで | 17:30 |

下校時刻以後に残留する場合は、所定の様式（生徒会・部活動 規程時間外活動許可願等）により許可をうける。
- 5 登校後、放課時までには校外に出てはならない。止むを得ず外出を必要とする場合は、願い出て外出許可（許可証・生徒手帳）を受ける。
- 6 欠課・早退・欠席・見学等の場合は、所定の様式（生徒手帳）により事前に届け出る。
- 7 集会・掲示・出版・広告は、監察委員会規則第5章による所定の様式（校舎・校具等使用許可申請書・出版許可申請書等）により許可を受ける。
- 8 校舎・校具の使用は、所定の様式（校舎校具等使用許可申請書）により許可を受ける。
- 9 校具その他公共物の使用は、丁寧にし破損汚損してはならない。もし紛失破損した場合は、所定の様式（ガラス等器物破損届）により届け出る。事情により実費弁償する。
- 10 清掃は毎日必ず行い、校内の美化に努める。牛乳・ジュース等の容器は各自で始末し、紙屑は落とさないようにする。また校内では上履・下履の区別を厳正にし、床を汚さないように十分心がける。
- 11 食堂の利用は昼食時とする。すべてセルフサービスとし食堂内の器物は一切持ち出ししてはならない。
- 12 校内の遺失拾得物は、必ず所定の様式（物品遺失拾得届）により届け出る。
- 13 登山・ハイキング・キャンプ・旅行・アルバイト・校外の集会への参加等については、所定の様式（旅行届、許可願）により届け出るか許可を受ける。
- 14 未成年者が出入りを禁止されている場所への出入りは、禁止する。
- 15 外出時は行き先・帰宅時間などを保護者に伝え、服装は常に端正かつ簡素であることを旨とし、生徒証を携行する。
- 16 男女交際は健全であること。
- 17 交通道徳をよく守り、社会秩序の維持に心がけ自他の危険を防ぐようにする。
- 18 登下校は定められた通学路を通る。
- 19 自転車は許可（自転車通学許可願）を受けた者のみが乗ってくることができ、校内の所定の場所に置く。道路交通法を遵守すること。また、雨合羽を常備し、雨天時には必ず着用すること。
- 20 運転免許取得は原則として禁止する。暴走・無免許・単車の二人乗り、校長の同意なく運転免許証を取得した場合には厳重に処分する。

- 2 1 休業日は原則として登校を禁止する。
- 2 2 学校内においては選挙運動や政治的活動、また、それに関する集会等は、禁止する。
- 2 3 放課後や休日等に学校外で行われる生徒の政治的活動等は、保護者の責任において行うものとする。ただし、違法なもの若しくは暴力的なものの場合、又は、学業に著しく影響を及ぼす場合は、適切な指導と助言を行う。

服装規程

本校生徒の服装は、端正かつ簡素である事を旨として、下記のように定める。

A. 男子

- 1 上衣 夏 オープンシャツ・カッターシャツ（白無地）とする。
学年色の校章を胸につける。
型・地質（市販既製の「標準学生服」に準ずる） 色（黒）
冬 襟章（左に「東」、右に「学年章」…ローマ数字）
ボタン（胸及び袖…真鍮製小型校章入り） カラーをつける。
シャツはオープンシャツ・カッターシャツ（白無地）とする。
- 2 ズボン 型・地質（市販既製の「標準学生服」に準ずる） 色（黒）
- 3 靴下 華美でないもの（品質、色、柄とも）
- 4 セーター 学校指定のセーターの着用を認める。上衣としての着用も可とする。

B. 女子

- 1 上衣 胸開寸法は5～7センチメートルとする。
型（セーラー：半袖又は長袖、衿に白線3本を直角につける）
夏 色（白） 地質（TCタッサーを原則とする）
胸章（ポケットの上にKHの刺繍）
学年色校章（所定のをネクタイ通しの中央につける）
型（長袖セーラー：衿は夏服に準ずる。袖口に白線3本をつける）
冬 色（紺） 地質（サージ） 胸章（ポケットの上にKHの刺繍）
校章（所定のをポケットの上につける）
学年章（所定のをネクタイ通しの中央につける）
- 2 ネクタイ 形（三角巾） 色（紺）
- 3 スカート 形（ヒダ数は24～28までのヒダスカート） 色（紺）
地質（冬はサージ、夏は日毛ポーラーを原則とする）
- 4 靴下 ソックスは、白、黒、紺など華美でないもので無地とする。また、黒のタイツの着用を認める。
- 5 カーディガン 指定カーディガンの着用を認める。また、上衣の下には無地で単色（白・黒・紺・茶・グレー）のVネック、セーター、および、Tシャツの着用を認める。

C. 男女共通

- 1 靴 華美でない運動靴または、革靴とする。校舎内では、学校指定の上履きを使用する。
- 2 かばん 華美でないもの
- 3 その他 運動時（体育の授業、学校行事、H・R活動などで運動するとき）の服装は指定されたものに限る。ただし、部活動はこの限りではない。
- 4 頭髪 学生らしく清潔であること。パーマ・脱色・染色等の加工はしない。
- 5 防寒衣 ア) 華美でないコート・ジャンパーおよび部活動のウェアの着用を認める。
ただし、安全上、裾の長いものは不可とする。
イ) 上衣の下には華美でないセーター等の着用を認める。ただし、ハイネックのセーター等、上衣からはみ出るものは認めない。
- 6 帽子 帽子を着用するときは、華美でないものとする。

(付 記)

1. 衣替えは各自の判断で行う。ただし、学校行事、学年行事で統一する際は、この旨としない。
2. 校舎内では学校指定の上履きを使用する。
3. 規定外の服装が必要な場合は特別に許可を受ける。